

医療的ケア児の保育に関する同意書

1. 医療的ケアが実施可能な時間帯は、平日（月～金曜日）8時30分から17時00分を基本とする看護体制が整う時間帯とします。保育の実施にあたり、安全が確保できない場合には、受け入れできません。
2. 主治医の指示以外の保護者による判断での医療的ケアの対応は行いません。
3. 初日から一定の期間、保護者付き添いのもと慣らし保育を行います。期間及び利用時間については、利用保育所等と相談の上、決定します。児童の様子や状態によっては、慣らし保育が短縮・延長される場合もあります。
4. 保育利用継続申請時及び児童の状況が変わった場合には、【様式2】【様式3】【様式3（別紙）】【様式4】を提出してください。
5. 各保育所等の任意の様式を用いるなどにより、児童の保育所等での様子と家庭での様子を共有します。
6. 医療的ケアに必要な医療機関での診療費用、意見書等の文書料及び機器・消耗品等は保護者の負担となります。
7. 保護者は、医療的ケアに必要な機器・消耗品等を点検補充し、使用後廃棄物はお持ち帰りください。
8. やむを得ない事情により医療行為を実施する看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあります。
9. 登園前、家庭において健康観察をしてください。顔色、機嫌、動作、食欲、体温等がいつもと違う体調不良時には保育の利用を控えてください。
10. 保育中に発熱等、体調不良となった場合、又は感染症の疑いがある場合には、保護者等に連絡するため必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により、利用保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても、保護者等は児童を速やかに迎えに来てください。
11. 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることが予想されるため、園内で感染症が一定数以上発生した場合には、利用保育所等からの情報により、保護者等が保育を利用するか否か判断をお願いします。また、利用保育所等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があります。
12. 利用保育所等が受診を必要と判断した場合には、医療機関を受診してください。なお、その費用は保護者の負担となります。
13. 児童の病状の変化等により、市が規定する以外の医療的ケアが必要になった場合や集団保育ができないと主治医又は保育こども園課が判断した場合は、原則退所となります。
14. 利用保育所等の職員、施設又は設備の状況により、利用保育所等での児童の受け入れができなくなる場合があります。

※ 裏面もあります

15. 緊急時・災害時に備え、必ず利用保育所等と連絡の取れる体制を整えてください。
16. 児童の病態が急激に悪化した等の場合には、原則として保護者に連絡した上で医療機関を受診します。ただし、保護者と連絡が取れない場合、保護者と連絡が取れる前に医療機関へ搬送し、治療が行われることがあります。その際の受診及び治療の費用は保護者の負担となります。
17. 災害発生時には、保護者の安全を確保しつつ、速やかに迎えに来てください。万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことを想定し、保護者は一日分の医療的ケアに必要な物品・消耗品等及び薬、栄養剤、低血糖時の補食等を用意してください。
18. 児童の病状が急激に悪化した等の場合や災害発生時には、可能な限り利用保育所等で対応しますが、医療機関でないため適切な処置がとれない場合があります。
19. 医療的ケア児に対して安全安心な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について主治医、嘱託医、利用保育所等及び関係機関で共有します。また、集団保育を実施する上で必要なことは、保護者の同意を得た上で、他の児童、児童の保護者との間で共有します。
20. その他、利用保育所等との間で取り決めた事項を順守いただき、必要に応じて同意書へ追記させていただきます。

(あて先)津市長

〔 〕 園を利用するにあたり、上記に掲げる事項について同意します。

_____年 _____月 _____日

住 所 _____

保護者名 _____

児 童 名 _____

追記

_____年 _____月 _____日

保護者名 _____

追記

_____年 _____月 _____日

保護者名 _____